

ニセコ町景観条例等の一部を改正する条例（案）の縦覧

「ニセコ町景観条例」及び「ニセコ町都市計画審議会条例」を改正したいので、ニセコ町まちづくり基本条例第54条の規定に基づき案を公表し、意見を求める。

あわせて、「ニセコ町景観条例施行規則」の改正及び「ニセコ町都市計画審議会運営規則」を制定したいので、案を公表し、意見を求める。

令和7年1月31日

二セコ町長 片 山 健 也

記

- | | | |
|---|--------------|--|
| 1 | 一部改正する条例・規則名 | ニセコ町景観条例（平成 16 年条例第 14 号）
ニセコ町都市計画審議会条例（平成 20 年条例第 25 号）

ニセコ町景観条例施行規則（平成 16 年規則第 15 号） |
| 2 | 制定する規則名 | ニセコ町都市計画審議会運営規則 |
| 3 | 改正・制定の条例・規則案 | 別紙（案）のとおり |

4 改正・制定の理由

近年、今までになかったような大規模な開発など、複雑化した建築や開発の計画が増えており、現状の条例や規制だけでは、これらの事業に対応することが難しくなってきたため、令和6年（2024年）4月には景観形成の目標や方針、基準などを定め、配慮事項をとりまとめたニセコ町建築ガイドラインを策定した。

次のステップとして、開発事業の審査基準を建築ガイドラインに記載された景観・雪処理に係る配慮事項とすることや基本構想段階で行う事前意見交換会の義務化、専門部会の設置などを行うために、条例を一部改正する。また、専門部会の運営について定めるため、ニセコ町都市計画審議会運営規定を廃止し、ニセコ町都市計画審議会運営規則を新たに制定する。

5 公表の期間等

- | | |
|-----------|--|
| ① 縦覧の期間等 | と き 令和7年2月1日（土）から令和7年2月14日（金）
ところ ニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページ |
| ② 意見の受付期間 | と き 令和7年2月1日（土）から令和7年2月14日（金）
ところ ニセコ町役場都市建設課 |
| ③ 意見の提出方法 | 持参又は郵送 〒048-1595 虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地
ニセコ町役場都市建設課（※郵送の場合、当日消印有効）
F A X 0136-44-3500
電子メール toshikei@town.niseko.lg.jp |

6 提出された意見項目の公表等

提出された意見については、意見に対する考え方とともに、令和7年2月18日を目途にニセコ町役場都市建設課及びニセコ町ホームページにおいて公表する。

7 本縦覧に関するお問合せ先

ニセコ町都市建設課都市計画係
〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地
担当：係長 大野百恵
電話：0136-44-2121 FAX：0136-44-3500
Eメール：toshikei@town.niseko.lg.jp
開庁時間：8 時 30 分～17 時 15 分